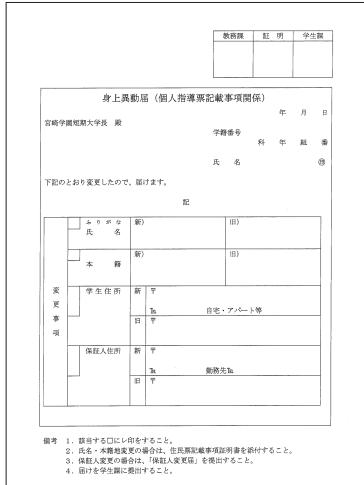
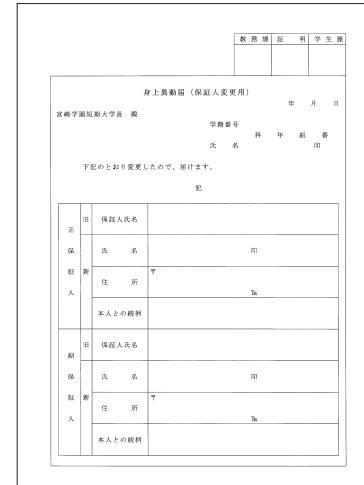


# 学生指導課（学生係）窓口での相談

皆さんが本学に入学した所期の目的を達成するためには、日々の学生生活が、各自の目標に沿った充実したものでなければなりません。これに対応して本学では、事務局に学生係をおき、皆さんの相談に応じ、指導に当たっています。関係する具体的な事項については、その都度学生支援部掲示板によって通知しますので、常に掲示に注意してください。

住	①マンション、アパート	斡旋していない。	
	②現住所を変更する場合は	学生係備え付けの所定用紙に記入して、学生係に届け出る。   	学生心得4
所	①奨学生にはどんなものがあるか	①日本学生支援機構奨学生 ②宮崎県育英資金 ③壽崎育英財団奨学生 ④その他（各都道府県、市町村及び民間等の奨学生制度や母子福祉資金など）	奨学生 1～6
	②奨学生の手続きは	学生係に相談、説明を受ける。 募集期間等については掲示に注意。	
通 学	①自動車・バイク通学したいとき	本学の学生用自動車駐車場は80台しかない ので、学期毎の「許可証」を発行する。 ※但し、損害保険対人無制限（バイク3,000万円以上）に加入していることを 条件とする。なお、この許可証は他人に 貸借できない。  申請にあたる「自動車・バイク（本学駐車 場使用）願」は、毎年2月及び4月（新入 生のみ）と7月、学生係で受けつける。	学生心得9 「自動車・バイ ク通学に関する規則」

通 学		<p>なお、本学周辺にいくつかの駐車場があり、そとと契約を結んで通学することができるが、本学駐車場使用の場合の上記許可条件に則ること。</p> <p>また交通安全集会等には必ず参加すること。くれぐれも安全運転を心がけること。</p>	
服 装	<p>①基準服を着用するのは</p> <p>②服装について、心がけること</p>	<p>入学式、創立記念日、卒業式、各実習先への挨拶、就職試験面接、オリエンテーション等の際着用する。</p> <p>上記以外は「平常服」。清潔感あふれる学生としてふさわしい品位ある服装等を常に心がけること。なお服装等については「人間の研究Ⅰ」(礼節)で履修した事項を学生生活に生かしていくよう努めること。</p>	学生心得7
学 内 生 活	<p>①落とし物、拾い物</p> <p>②昼食をとる場所は</p> <p>③けがや急病、または気分が悪くなったとき</p> <p>④悩み・相談があるとき</p> <p>⑤怪我をして病（医）院で治療を受けたとき</p> <p>⑥相手に怪我をさせたり、器物を壊したりしたとき</p>	<p>学生係に届ける。なお、教科書、ノート、その他物品に記名を怠らないこと。届けられた物は、学生係に保管している。但し、保管期間は届けられた日から1ヶ月間とする。</p> <p>記念館食堂、国際交流センター及び講義のない教室などを利用できる。</p> <p>保健室で、救急処置を受けたり、休養したりすることができる。</p> <p>学級主任はもちろん、どの教員も相談にのる。保健室、また週1回（水の8：30～16：30）、カウンセラーが本館・2階学生相談室でどのような相談も受け付ける態勢をとっている。遠慮せず訪問すること。秘密は厳守される。</p> <p>治療期間により保険金があるので保健室に届け出ること。</p> <p>本人が支払わなければならない法律上の損害賠償を補償される。</p> <p>保健室および事務局（学生係）に届け出ること。</p>	<p>学生教育研究災害傷害保険</p> <p>学研災付帶賠償責任保険</p>